

第21回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年3月11日（水） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2F 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第41号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第122号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第123号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第124号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第125号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第126号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第127号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第10 | 議第128号 | 農業生産法人の適格者証明について |
| 日程第11 | 議第129号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、
下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、
伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西嶋徳明、田中正躬、西本壽吉、
車戸明良、岩村聡、平田秀男、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、
増田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

大森治良

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

林務課長 藤下定幸

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、平野善浩、
下畑守生、尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理	<p>ただいまより第21回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、4番 大森委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中35名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦勞様でございます。</p> <p>予想より寒くなるという事で、そのつもりでしたが思ったよりいい天気になりました。</p> <p>こういった場での話となると、皆様も思っいらっしゃるように東北の震災の事でございます。5年前の震災の後にこの委員会が開かれまして黙とうをさせて頂いた事を覚えています。こちらの方へ避難でみえた方に話を聞くと、食料が思うように届かないという事で急拠、各委員さんをお願いして「米」「すぐ使えるもの」を集めて農政部を通じてお渡しした経緯を覚えています。</p> <p>昨夜、安部総理が談話の中で非常に明るい希望のある話をされてみえました。それでも5年も過ぎております、何とかその話が日々実現する事を願っております。本日は協議会の前くらいの時間に哀悼の意を表したいと思っております。当委員会でも2年前に東松島・陸前高田といった所を周らせていただいております。拝見させていただきまして、あの当時よりは、テレビを見る限り随分良くなったと、そんな気がします。遠い地であります、今後も色々な面で皆さまと共に早く復興するよう応援してゆきたいと思っております。</p> <p>本日も総会、協議会と議題も沢山ありますのでよろしくお願い致します。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議 長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p>

(憲章朗唱)

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 10番 田中利博 委員と、11番 下田初秋 委員
を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第41号 農業生産法人の報告等について を議
題とします。
事務局の説明をお願いします。

前坂農地 主 事 それでは、日程第3 報第41号 農業生産法人報告提出状況に
ついて報告いたします。
今回は47法人のうち6法人についての報告となります。
農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法
人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた
資料により総合的に確認しております。

1番、清見町牧ヶ洞にあります有限会社は認定農業者であり、田
1ha を経営耕作しております。経営内容につきましては肉用牛を
130頭肥育しております。その他として、水稻、野菜、花き類を栽
培しております。

2番、清見町牧ヶ洞にあります有限会社は認定農業者であり、田
0.1ha 畑 0.2 ha合計 0.3 haを経営耕作しております。経営内容に

つきましては肉用牛を 140 頭肥育しております。その他として、水稲、野菜等を栽培しております。

3 番、江名子町にあります有限会社は認定農業者であり、田 0.2ha 畑 6.0 ha 合計 6.2 haを経営耕作しております。経営内容につきましては肉用牛を 500 頭、母牛 80 頭、子牛 50 頭 計 630 頭肥育しております。それに伴う飼料畑、その他、野菜を栽培しております。

4 番、松本町にあります有限会社は認定農業者であり、田 0.1ha 畑 1.5 ha、合計 1.6 haを経営耕作しております。経営内容につきましては野菜、ハーブ類を栽培しております。

5 番、岐阜市細畑町にあります株式会社で、全体で田 36ha 畑 165.4 ha、合計 201.4 haを経営耕作しております。その内、高山市内では、畑 15.3ha の経営です。経営内容につきましては野菜の栽培とカット野菜の加工販売です。

6 番、西之一色町にあります株式会社で認定農業者であり、田 11ha 畑 0.5 ha、合計 11.5 haを経営耕作しております。経営内容につきましては水稲、トマト、菌床しいたけを栽培して、農作業受託をしております。

以上、6 件について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 4 議第 1 2 2 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池 田 書 記

本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、4 件の上程となります。

1 番は、中切町地内の案件です。田原野 2 筆 300 m²を親子で贈与します。受人の耕作面積は 9,919 m²、作付けについては露地野菜の予定です。

2番は、山口町の案件です。田2筆 70.55 m²を隣地取得します。水路の付替えによる払下げです。受人の耕作面積は6,433 m²、作付けについては水稻の予定です。

3番は、久々野町無数河の案件になります。畑1筆 244 m²を隣地取得します。受人の耕作面積は5,385 m²、作付けは露地野菜の予定です。

4番は、上宝町吉野の案件です。田1筆 489 m²を隣地取得します。受人の耕作面積は4,212 m²、作付けは露地野菜の予定です。

以上、4件、田畑原野6筆で合計 1,103.55 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第5 議第123号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、10件の上程となります。

1番は、七日町の案件です。畑1筆 56 m²について、車庫として転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

2番は、花岡町3丁目の案件です。田3筆 362 m²について、貸駐車場に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

3番は、下切町の案件です。田3筆 894 m²について賃貸アパー

トに転用する申請です。まちづくり条例確認対象です。

4番は、新宮町の案件です。田1筆 101㎡を個人住宅に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

5番は、三福寺町の案件です。畑1筆 353㎡を山林とする申請です。既転用のため追認を求める申請です。

6番は、丹生川町町方の案件です。畑2筆 1,150㎡を山林に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。

7番は、一之宮町の案件です。畑1筆 127㎡を車庫にするための転用申請です。既転用のため追認を求めるものです。

8番は、国府町宇津江の案件です。畑1筆 198㎡を工房にするための転用申請です。

9番は、国府町山本の案件です。畑1筆の一部 23㎡を駐車場にするための転用申請です。

10番は上宝町蔵柱の案件です。田3筆 914㎡を山林にするための転用申請です。既転用のため追認を求めるものです。

以上、10件、田畑17筆で 計 4,178㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6 議第124号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は16件の上程です。

1 番は、花岡町の案件です。田 1 筆 2.97 m²について、個人住宅に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

2 番は、江名子町の案件です。田 1 筆 823 m²について、工事用の資材置場として一時転用する申請です。H28.7.26 までの予定です。

3 番は、西之一色町の案件です。田畑 4 筆 1,826 m²について、山林に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

4 番は、岡本町 3 丁目の案件です。田 2 2 筆 4,635.42 m²について、スポーツクラブに転用する申請です。大規模案件となるため都市整備課の許可を要します。

5 番は、下切町の案件です。田 1 筆の一部 1,338.54 m²について、一体利用地を含めて宅地分譲する申請です。6 区画の予定です。まちづくり条例の確認対象です。

6 番は、上切町の案件です。田 1 筆の一部 44 m²を、自動車道工事の仮設道路に一時転用する申請です。1 年間の予定です。

7 番は、下林町の案件です。田畑 6 筆 1,931 m²を分譲住宅にする申請です。7 区画の予定です。まちづくり条例の確認対象です。

8 番は、松之木町の案件です。畑 2 筆 953 m²について貸資材置場として転用する申請です。まちづくり条例の確認対象です。

9 番は、山口町の案件です。田畑 1 1 筆 9,445 m²について、一体利用地とゴルフ練習場に転用する申請です。大規模案件となるため都市整備課の許可を要します。

10 番は、上岡本町 4 丁目の案件です。田 8 筆 1,055.95 m²について、賃貸アパートに転用する申請です。まちづくり条例の確認対象です。

11 番は、丹生川町坊方の案件です。畑 1 筆 295 m²について、販売所に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

12 番は、一之宮町の案件です。畑 1 筆 237 m²について、個人住宅に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

13 番は、国府町広瀬町の案件です。田 1 筆 483 m²を、個人住宅に転用する申請です。

14 番は、国府町西門前の案件です。畑 1 筆 122 m²を、個人住

宅の庭に転用する申請です。

15番は、国府町鶴巢の案件です。田1筆 700㎡について、個人住宅に転用する申請です。まちづくり条例の確認対象です。

16番は、上宝町吉野の案件です。畑1筆 228㎡を、個人住宅に転用する申請です。

以上16件、田畑63筆、24,119.88㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

下田正克委員 1番の既転用は、建築確認等でわからなかったのか。

池田書記 転用時期が古いため、詳しい経緯は不明ですが、資産の整理でわかり、今回申請に至っております。

車戸委員 4番と8番それぞれまちづくり条例との関連については。

池田書記 農地転用の内容とまちづくり条例の確認内容とは同一になります。相互に意見書・情報を交わして確認しております。

議長 他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第125号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、3件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

1番は、山口町の案件になります。変更申請については、目的の

変更です。当初、全体で7,625㎡の分譲住宅の許可を受けた申請地でしたが、今回その一部の1.72㎡については、ゴルフ練習場の計画地に含まれたためその目的を変更するものです。

2番・3番は、関連して上岡本町2丁目の案件になります。変更申請については、事業者・目的の変更です。当初の貸住宅については、需要がなく不要となったため周囲の宅地と一体利用して個人住宅とする、目的の変更です。

4番は、久々野町久々野地内の案件になります。変更申請については、事業者・目的の変更です。当初の会社の研修所は造成後変更され、不要となったため所有権も移動して太陽光発電施設とする、目的の変更です。まちづくり条例の確認は済みです。

以上4件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

車戸委員 4番の太陽光発電については、省庁の許可はあるのか、まちづくり条例との関連は。

池田書記 関係許可は取れています。まちづくり条例について、同内容で確認済みです。

議長 他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8議第126号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、3件の上程となります。

1番は、花岡町3丁目の案件になります。田2筆 263㎡について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和51年転用され、家屋登記されていることを確認しております。

2番は、清見町の案件になります。畑1筆 39.42㎡について宅地として地目認定を求めるものです。住宅については、昭和48年に家屋登記されており、家屋登記により確認しております。

3番は、荘川町の案件になります。畑1筆 14,708㎡について山林として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和40年から植林されており、林務課の森林簿にて樹齢20年以上となっていることを確認しております。

以上3件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第127号 相続税の納税卵猶予に関する適格者証明について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、1件の上程となります。

石浦町2丁目の案件になります。相続人は、被相続人と同居の兼業農家です。被相続人の所有する田 6筆 3,436.91㎡を特例農地として適格証明を求めるもので、水稻栽培をして農地利用をしております。条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上1件、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

加藤委員 住所はどこになっているか。2重登録されているのか。

池田書記 住民登録は（ ）の住所ですが、現住所は市内の実家です。2重登録はできません。

議長 他にご意見等ありませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、証明することといたします。

続きまして、日程第10 議第128号 農業生産法人の適格者証明について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

前坂農地主 1件の生産法人適格者証明が提出されました。
国府町三日町にあります有限会社です。法人形態等の4要件すべてを満たす必要があり、別資料にて要件説明いたします。(別紙より説明)

現在、餅、赤飯等を原材料購入して製造しておりますが、原料としての米、穀類を自社生産により製造販売していきたいとの目標があります。

以上、1件についてご審議をお願いします。

議長 ご意見等ありますか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農業生産法人の適格者証明については、適格者として決定いたします。

続きまして、日程第11 議第129号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は16件の利用権設定と4件の所有権移転についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田1筆522㎡を更新10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、1件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1番について承認といたします。

1番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、2番以降について議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 それでは引き続き、2番以降のご説明をいたします。

2番について、認定農業者である借人は水稻、花卉、果樹（ブルーベリー）の経営をしており、田1筆1,592㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸に菊を生産するものです。

3番について、市青年等就農計画認定予定者である借人は施設園芸（トマト）の経営を開始するため、田1筆4,238㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

4番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稻、施設園芸（トマト）の経営をしており、田、畑2筆1,804㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

5～8番について、農業生産法人で認定農業者である借人は肉用

牛（一貫500頭）の経営をしており、田9筆12, 140㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、牧草畑として利用するものです。

9～10番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲、肉用牛（一貫250頭）の経営をしており、田3筆3, 766㎡を新規10年の貸借権を設定し、牧草畑として利用するものです。

11番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲、施設園芸（トマト）等の経営をしており、田8筆5, 109㎡を新規10年の貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

12番について、認定農業者である借人は水稲、肉用牛（繁殖8頭）、露地野菜の経営をしており、田3筆1, 999㎡を更新6年の使用貸借権を設定し、引き続き採草地として利用するものです。

13番について、地域の担い手である借人は水稲の経営をしており、田4筆1, 960㎡を更新6年の使用貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

14番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田1筆1, 567㎡の内1, 085㎡を新規7年の貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

15番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲の経営をしており、田1筆882㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

16番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田3筆2, 427㎡を新規10年の貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

17番について、認定農業者である買い手は水稲、施設園芸（トマト）の経営をしており、農振農用地区域内の田2筆1, 879㎡を取得し、隣接する自己所有地と一体利用し水稲の生産をするものです。

18番について、農業生産法人で認定農業者である買い手は水稲、肉用牛（肥育460頭）の経営をしており、農振農用地区域内の田1筆1, 505㎡を取得し、隣接する自己所有地と一体利用し水稲の生産をするものです。

19番について、認定農業者である買い手は水稲、施設園芸（トマト）の経営をしており、農振農用地区域内の田1筆650㎡を取得し、周囲の自己所有地と一体利用し水稲の生産をするものです。

20番について、認定農業者である買い手は水稲、施設園芸（ト

マト)の経営をしており、農振農用地区域内の田4筆3,783㎡を取得し、経営する近隣農地と一体利用し水稻の生産をするものです。

以上、2番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、2～20番について承認いたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第21回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時50分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

田中 利博 委員

下田 初秋 委員
